

1 控訴人Aの損害

控訴人Aは、本件事故により、頸髄損傷、第5頸椎脱臼の傷害を負い、もって両下肢機能全廃、両上肢機能障害及び神経因性膀胱直腸障害の後遺障害が生じ、以下のとおり入院治療を経て平成24年7月13日に症状固定した（甲7）。

①Hセンター（大阪府高槻市 a 町 b - c）

入院日数 2日（平成22年4月7日～同年4月9日）

②I病院（大阪府枚方市 d - e - f）

入院日数 226日（平成22年4月9日～同年11月21日）

③Jセンター（大分県別府市 g 町 h）

入院日数 583日（平成22年12月8日～平成24年7月13日）。

ただし、うち61日は一時帰宅）

※一時帰宅日

平成23年

2月6日～2月13日（7泊）

4月29日～5月8日（9泊）

8月12日～8月21日（9泊）

11月23日～11月28日（5泊）

12月28日～平成24年1月3日（6泊）

平成24年

3月15日～3月22日（7泊）

4月27日～5月7日（10泊）

6月25日～7月3日（8泊）

控訴人Aは、両下肢機能全廃、両上肢機能障害及び神経因性膀胱直腸障害の後遺障害（甲7）により、介護者に準備してもらわないと自ら飲食することす

らできなくなっただけでなく、扉を自ら開閉することもできず、体勢を崩して横に倒れると自ら起き上がることができないこともある。また、排尿や排便の感覚を喪失したため自らこれらを制御することができず、トイレに移動する際に失禁してしまうことが度々ある。排尿する際には膀胱に直接カテーテルを差し込みその交換をする必要があり、カテーテルを差し込んだ後は30分ほど血圧が安定せずめまいに襲われ、就寝している間も失禁の虞があるためカテーテルを差し込んだまま就寝しなければならない。排便する際も薬を服用して調整しなければならない状態である。さらに、介護者がいないと排便や入浴や更衣をすることができず、排便と入浴だけでも各2時間近くかかり、体力の消耗が激しいため入浴は週に2回しかできない等筆舌に尽くしがたい生活を余儀なくされている。

控訴人Aは、上記傷害及び後遺障害のため以下のとおり合計金235,019,904円の損害を被った。

(1) 治療関係費 合計金1,017,255円

ア 症状固定までの治療関係費 (68,250円)

Hセンター、I病院及びJセンターにおける治療費は、以下の費用を除き、独立行政法人日本スポーツ振興センター若しくは高槻市から支給済みである。

① I病院における個室代 58,800円 (甲16の1・2)

平成22年4月15日～同月22日までの8日間分 (1日あたり7,350円)

控訴人Aは高熱が続き食欲がなく右腕骨ひびの痛みがあり、心身も衰弱して不安定な状態であったため、控訴人Bが24時間付き添う必要があったため上記期間に限り個室を使用した。

② N鍼灸治療院での治療費 9,450円 (甲17)

イ 症状固定後提訴時までの治療関係費 (26,835円)

控訴人Aは、症状固定後も尿路感染を防ぐために通院治療が必要不可欠であり、症状固定後提訴時まで以下のとおり合計金26,835円の治療関係費がかかった。

①平成24年7月20日（甲18の1・2、甲19）

治療費 500円

交通費 360円（自宅からI病院までの距離は約12キロメートルであり、自家用車使用の必要性、相当性がある。現在のガソリン代は1リットルあたり約150円であり、1リットルあたり10キロメートル走行することを前提にすると、病院までの往復で360円を要する）

②同年8月17日（甲20）

治療費 500円

ウロバック代 945円

交通費 1,160円（控訴人A及びヘルパー1名の往復バス代）
経路及び片道料金は以下のとおりである。

高槻市営バス O前→高槻駅北

控訴人A：無料、ヘルパー：通常運賃の半額100円

京阪バス JR高槻→枚方市駅→I病院

控訴人A：通常運賃の半額240円、ヘルパー：同左

③同年9月21日（甲21）

治療費 500円

交通費 1,160円（②に同じ）

④同年10月19日（甲22の1・2）

治療費 500円

ウロバック代 1,890円

交通費 1,160円（②に同じ）

⑤同年12月1日（甲66の1・2）

治療費 500円（なお、頸髄損傷者は巻き爪を多く発症する）

薬代 380円

⑥同年12月21日（甲23の1～3）

治療費 500円

ウロバック代 3,780円

ウロチューブ代 8,505円

交通費 1,160円（②に同じ）

⑦平成25年2月15日（甲67の1・2）

治療費 500円

ウロバック代 2,835円

ウ 将来の治療関係費（922,170円）

控訴人Aは、将来にわたっても尿路感染を防ぐために通院治療が必要不可欠であり、2か月に1度、I病院へ診察に行かなければならず、その治療費は1回あたり少なくとも500円かかる。

また、交通費として1回あたり1,160円（付添ヘルパーとバスを使用）、ウロバック代として1回あたり945円かかる。

提訴時、控訴人Aは20歳で、その平均余命年数は59年（平成23年簡易生命表）であるから、将来の治療費等として合計金922,170円（算定式：（500円＋1,160円＋945円）×年6回×59年）かかる。

なお、提訴後現在まで以下のとおり合計金70,504円の治療関係費がかかった。

①同年2月19日（甲68の1・2）

訪問リハビリ代 5,130円

②同年2月25日（甲69の1・2）

治療費 500円

入院治療費 30,680円（排泄機能治療のため入院）

交通費 360円（上記イ①に同じ）

③同年3月8日（甲70）

治療費 500円

④同年3月12日（甲71）

訪問リハビリ代 2,140円

⑤同年4月12日（甲72の1・2）

治療費 500円

ウロバック代 1,425円

⑥同年4月24日～平成28年11月2日（甲73の1～38）

治療費 計23,579円

⑦平成25年4月27日（甲74）

訪問リハビリ代 4,690円

⑧平成26年3月31日（甲75）

治療費 500円

⑨平成28年8月15日（甲76）

治療費 500円

(2) 入院諸雑費 1,216,500円

控訴人Aは、本件事故後、Hセンターに2日間（平成22年4月7日～同年4月9日）、I病院に226日間（同年4月9日～同年11月21日）、Jセンターに583日間（同年12月8日～平成24年7月13日）の合計811日間入院した。

同期間の入院諸雑費は1日あたり1,500円として合計で1,216,500円となる。

(3) 付添看護費 合計金2,190,500円

①入院付添看護費（1,566,500円）

控訴人Bらは、Hセンターでは2日間（平成22年4月7日～同年4月9日）、I病院では226日間（同年4月9日～同年11月21日）、Jセンターでは13日間（同年12月8日～平成24年7月13日までの583日間のうち13日間：平成22年12月8日・9日、12月31日～平成23年1月3日、3月19日、3月20日、9月30日、10月1日、10月18日～10月20日）の合計241日間、付添介護をした。

本件事故により控訴人Aが重篤な障害を負った状況に加え、控訴人Aが本件事故当時17歳という若年であったことに鑑みれば、控訴人Aの入院治療には家族の介護が必要であったことは明らかであり、近親者の入院期間中の付添介護費は1日あたり6,500円として合計で1,566,500円（算定式：6,500円×241日間）となる。

②自宅付添看護費（624,000円）

控訴人Bらは、I病院を退院した平成22年11月21日からJセンターに入院する前日の同年12月7日までの17日間及びJセンター入院中に一時帰宅した61日間の合計78日間、自宅で付添介護をした。

控訴人Aが重篤な障害を負った状況やその年齢に鑑みれば、近親者の自宅療養中の付添介護費は1日あたり8,000円として合計で624,000円（算定式：8,000円×78日間）となる。

(4) 交通費等 合計金1,120,641円

ア I病院での付添看護にかかった交通費等（192,360円。甲19、甲24）

控訴人Bらは、I病院で226日間、付添看護をした。

前述したように、自家用車使用の必要性、相当性があり、病院までの往復で360円を要することから付添看護にかかった交通費は226日間の合計で81,360円となる。

また、同病院の駐車場代として訴状別紙駐車場代目録記載のとおり合計

で111,000円かかった。

イ Jセンターでの付添看護にかかった交通費等（541,611円。甲25～甲29）

控訴人Bらは、Jセンターでは前述のとおり13日間付添介護し、その交通費等として合計で541,611円かかった。

ウ 控訴人Aが一時帰宅及び退院した際にかかった交通費（298,950円。甲30～甲34）

控訴人AがJセンター入院期間中に大阪府高槻市の自宅へ一時帰宅した際及び退院した際の交通費として訴状別紙交通費目録記載のとおり合計で298,950円かかった。

エ 弁護士の交通費等 87,720円（甲35）

控訴人は、現場調査や関係者との面談等のため弁護士の交通費等として87,720円かかった。

(5) 将来の介護費 82,909,020円

控訴人Aは、両下肢機能全廃、両上肢機能障害及び神経因性膀胱直腸障害の後遺障害により、前述した筆舌に尽くしがたい生活を余儀なくされている。

控訴人Aは、将来、日常生活を過ごすために常時介護が必要であり、その介護費は1日あたり12,000円を下らない。

1年分の介護費4,380,000円（12,000円×365日）に症状固定日における控訴人Aの年齢である19歳男子の平均余命年数（60年。平成23年簡易生命表）に対応するライプニッツ係数である18.929を乗じると将来の介護費は82,909,020円となる。

(6) 装具及び器具購入費等 合計金1,557,265円

①車いす 792,148円

398,281円（付属品代込み）のうち、157,981円は高槻市より支給されたため、自己負担金は240,300円であった（甲36の

1・2)。

車いすは症状固定後の控訴人Aにとって日常生活に必要な福祉器具である。その耐用年数を7年とすると、症状固定時の平均余命年数は60年(平成23年簡易生命表)であるから、8回買い替える(合計9回購入)ことになり、この場合の買替係数は3.2965となる。

将来にわたる車いすの費用を算出すると792,148円(算定式:240,300円×3.2965)となる。

②車いす用グローブ 234,498円

車いす用グローブの購入費として37,170円(3個分。甲37の1・2)かかった。なお、1個あたりの価格は12,390円であった。

車いす用グローブは車いす同様、症状固定後の控訴人Aにとって日常生活に必要な福祉器具である。その耐用年数を1年とすると、症状固定時の平均余命年数は60年(平成23年簡易生命表)であるから、59回買い替える(合計60回購入)ことになり、この場合の買替係数は18.9264となる。

将来にわたる車いす用グローブの費用を算出すると234,498円(算定式:12,390円×18.9264)となる。

なお、提訴後現在までで既に合計金63,286円のグローブ修理代等がかかっている(甲77の1~15)。

③ベッド 347,615円

279,050円(付属品代込み)のうち、173,600円は高槻市より支給されたため、自己負担金は105,450円であった(甲38)。

①同様に算定すると、将来にわたるベッドの費用は347,615円(算定式:105,450円×3.2965)となる。

④その他 以下の装具及び器具の購入費として合計で183,004円(おむつ代は除く)かかった。

| | |
|-------------|--------------|
| バルーンホルダー | 10,000円(甲39) |
| トランスボード | 24,000円(甲40) |
| 筆記自助具 | 2,800円(甲41) |
| 体圧分散寝具マットレス | 20,355円(甲42) |
| レンタルマット | 18,000円(甲43) |
| レッグパック | 3,412円(甲44) |
| 玄関スロープ | 32,800円(甲45) |
| カスタネットはさみ | 1,365円(甲46) |
| 洋服加工代 | 15,200円(甲47) |
| 風呂背もたれ | 30,000円(甲48) |

なお、提訴後現在までさらに以下の費用も発生した。

寝具代 500円

車椅子空気入れ 3,600円(甲79)

洋服加工代 20,972円(甲80の1～3)

その他、領収書はないが、事故直後からおむつ代として2か月に1回の割合で1,228円がかかっている。

(7) 家屋及び駐車場の改造費 合計金5,464,552円

控訴人Aは、本件事故による傷害及び後遺障害により車いすでの生活を余儀なくされ、自宅を改造しなければ車いすで自宅に入ることや自宅内を車いすで移動することが困難な環境であった。また、控訴人Aは、体温調節が出来なくなったため室内の温度を一定にしなければならないが、自宅には部屋の温度を一定にするため設備が備わっていなかったうえ、風呂場やトイレについては控訴人Aが使用できない環境であった。

さらに、駐車場についても傾斜があるため改造しなければ控訴人Aが自ら自動車に乗り入れすることができない環境にあった。

このように療養環境を整備し控訴人Aが自宅で生活するために玄関、居室、

風呂場等の家屋及び駐車場を改造する必要がある、その改造費として合計で5,464,552円かかった。

ア 家屋

自宅改造費として6,425,000円（甲49の1・2）のうち、1,424,200円は高槻市等から支給されたため、自己負担金は5,000,800円であった。

部屋の温度を一定にするため必要となるエアコン設置費用として278,550円（設置工事代込み）かかった（甲50の1・2）。

また、座薬を入れる際や排便の様子を確認するために必要となるトイレ用カメラ装置モニター設置費用として42,525円かかった（甲51）。

なお、提訴後現在までにトイレ用カメラ装置モニターの修理費用として6,912円が発生した（甲81の1・2）。

イ 駐車場

提訴時は駐車場改造費として667,170円を見積もっていたが（甲52）、屋根の取り付けが自宅建物の構造上困難となったため、最終的には135,765円（振込手数料含）となった（甲82の1～3）。

(8) 自動車購入費・改造費 12,331,316円

控訴人Aは、体温調節が出来なくなったため温度を一定にする必要がある、また、自ら排尿や排便を制御することが出来なくなったため、控訴人Aが移動するには車いすのまま乗れる自動車が必要不可欠であった。

自動車を購入し、その購入費として2,685,300円かかった（甲53の1～3）。

また、将来、控訴人Aが生活していくためには自ら運転できる自動車が必要不可欠であり、その改造費として1,055,430円かかる（甲54の1～3）。

このように自動車改造費として3,740,730円、その耐用年数を7

年とすると、症状固定時の平均余命年数は60年（平成23年簡易生命表）であるから、8回買い替えることになる。

前述した(6)の①・③同様に算定すると、将来にわたる自動車購入費・改造費は12,331,316円(算定式:3,740,730円×3.2965)となる。

(9) 文書料 36,300円

本件事故によって生じた傷害及び後遺障害に関する文書料として合計で36,300円かかった(甲55)。

(10) 逸失利益 99,189,910円

控訴人Aは、本件事故によって頸髄損傷及び第5頸椎脱臼の傷害を負った結果、両下肢機能全廃、両上肢機能障害及び神経因性膀胱直腸障害の後遺障害が生じ、常に介護を要する状態にある。かかる控訴人Aの後遺障害は、自賠責後遺障害別等級表の別表第一における第1級に相当するものであり、逸失利益算定の基礎となる労働能力喪失率は100パーセントである。

そして、控訴人Aは、症状固定時、満19歳の男子であり、将来、大学への進学を希望していることから、逸失利益の算定にあたっては、平成23年（平成24年の賃金センサスが未発表のため平成23年の数値で暫定計算）大卒男子労働者全年齢平均賃金年収額給与額である6,460,200円を、19歳から67歳（平均稼働年齢）までの48年間に相当するライブニッツ係数（18.077）から、19歳から22歳（大卒者の就労可能年齢）までの3年間に相当するライブニッツ係数（2.723）を控除した15.354を乗じた金額を基礎として、これに前記労働能力喪失率を乗じて計算すると、本件事故と相当因果関係のある控訴人Aの逸失利益は99,189,910円となる。

(11) 入院慰謝料 4,199,000円

控訴人Aは、本件事故により811日（Hセンターに2日、I病院に7ヶ

月と12日、Jセンターに19ヶ月と5日)という長期間にわたる入院治療を受けざるを得なくなり、Jセンターに入院中はそれまで同居していた家族と離れ一人で治療にあたっていたのであり、重篤な後遺障害から鑑みても、入院期間中の精神的苦痛は筆舌に尽くしがたいものであった。その精神的苦痛を慰謝する入院慰謝料は4,199,000円(大阪弁護士会交通事故委員会発行の「交通事故損害賠償額算定のしおり」における入通院慰謝料別表平成17年基準重傷に基づき入院期間を26ヶ月と19日として算定)を下らない。

(12) 後遺障害慰謝料 40,000,000円

本件事故によって生じた控訴人Aの後遺障害は前述したとおり常に介護を要し、自賠責後遺障害別等級表の別表第一における第1級に相当するものである。また、前述したように、控訴人Aは、日常生活においても、介護者に準備してもらわないと自ら飲食することすらできなくなり、排尿や排便の感覚を喪失したため自らこれらを制御することができず、トイレに移動する際に失禁してしまうことが度々あるばかりか、思春期の多感な時期に母親である控訴人Bらに下の世話をしてもらった精神的苦痛は筆舌に尽くしがたい。また、就寝している間も失禁の虞があるためカテーテルを差し込んだまま就寝しなければならず、排便と入浴だけでも各2時間近くかかり、冷暖房が完備された場所以外に出向くこともままなくなり、バリアフリーの非常に限られた空間でしか生活できなくなる等極めて過酷な生活を余儀なくされている。また、将来の結婚にも大きな障害となる。

控訴人Aのおかれたこの想像を絶するような状況に鑑みればその精神的苦痛に対する慰謝料は40,000,000円を下らない。

(13) 予備校代等 122,200円

控訴人Aは上に見たように、排尿や排便を自ら制御することができず無意識に尿や便が漏れる状態であることから適切な介護者の付添無くして学校

生活を送ることは不可能な状態であるうえ、E高校には控訴人Aが利用できるトイレ設備も整備されておらず、復学には設備的にも人的環境面からも困難があった。

そこで、大学進学を強く望む控訴人Aとしては高卒認定試験に向け補習が必要であり、その予備校代として105,200円（甲56）、また、以下の経路を通った交通費として17,000円（算定式：片道340円×2×全25回）かかった。

片道料金（控訴人Aとヘルパーを合わせ340円）

高槻市営バス O前→高槻駅北

控訴人A：無料、ヘルパー：通常運賃の半額100円

電車（JR） 高槻駅→大阪駅

控訴人A：通常運賃の半額120円、ヘルパー：同左

(14) 障害見舞金

平成24年10月24日、独立行政法人日本スポーツ振興センターより障害見舞金として37,700,000円が支給された。

(15) 弁護士費用 21,365,445円

以上に見た(1)～(13)の損害額は合計251,354,459円となり、(14)の障害見舞金37,700,000円を控除した金213,654,459円に照らすと本件事故と相当因果関係がある控訴人Aの弁護士費用は21,365,445円となる。

(16) 小活

以上のとおり、控訴人Aの損害額は、上に見た(1)～(13)及び(15)の合計額（272,719,904円）から(14)の障害見舞金（37,700,000円）を控除した235,019,904円となる。

2 控訴人Bの損害 5,500,000円

(1) 慰謝料 5,000,000円

控訴人Bは、最愛の息子である控訴人Aが本件事故で重大な後遺障害を抱えるに至り、前述したような筆舌に尽くしがたい生活を送る様子を目の当たりにし、出来ることであれば自分の身体と交換したいと思いつけるほど嘆き悲しんでいるばかりでなく、夫Pが平成24年9月1日に他界し、控訴人Aの介護について中心的役割を担っている自分がいなくなった後の控訴人Aの将来に強い心配を抱えていることに鑑みれば、その生命侵害にも比肩し得べき重大な精神的苦痛を被ったといえ、またこれまでの被控訴人の対応や主張態度を考え合わせれば、その精神的苦痛に対する慰謝料は5,000,000円を下らない。

なお、控訴人A・控訴人C・控訴人Dの父親であり、また、控訴人Bの夫にあたるPは、本件事故後の平成24年9月1日に亡くなったが（甲1）、控訴人らは相続人として同人の慰謝料についても相続する立場にあることも付言しておく。

(2) 弁護士費用 500,000円

上記慰謝料額等に照らすと本件事故と相当因果関係がある控訴人Bの弁護士費用は500,000円が相当である。

3 控訴人C及び控訴人Dの損害 各3,300,000円

(1) 慰謝料 3,000,000円

控訴人C及び控訴人Dも、最愛の弟である控訴人Aが本件事故により筆舌に尽くしがたい生活を送ることを余儀なくされた様子を目の当たりにし、控訴人Aの将来に強い心配を抱えているのみならず、控訴人Bの後、自らが将来にわたり控訴人Aの介護を担っていくことへの不安は計り知れない。かかる状況に鑑みれば、控訴人C及び控訴人Dも控訴人B同様にその生命侵害にも比肩し得べき重大な精神的苦痛を被ったといえ、またこれまでの被控訴人の対応や主張態度を考え合わせれば、その精神的苦痛に対する慰謝料は各々3,000,000円を下らない（甲64、甲65）。

(2) 弁護士費用 300,000円

上記慰謝料額等に照らすと本件事故と相当因果関係がある控訴人C及び控訴人Dの弁護士費用は各300,000円が相当である。